

2 主な介護保険相談の内容(平成29年11月～12月分)

相＝相談 苦＝苦情

区分	相談等の内容(概要)	対応
(1)要介護認定	<p>相</p> <p>夫は、胆管がん、肝臓転移のため、1年位前から入退院を繰り返している。抗がん剤治療は副作用が強く終了となった。1週間前に体調が悪くなり入院したが、長期入院はしないで、近日中に退院すると思う。歩行が不安定になり、紙オムツ(履くパンツ)を利用している。食事の摂取量は少なくなり、意欲が低下しているように感じる。看護師から認定申請をするように勧められた。介護タクシーと車椅子の利用を希望したい。</p> <p>相</p> <p>父は従来からまだらボケ状態ではあったが、強く頭を打ってからは、火をつけたまま外出したり、必要ない振り込みをしたりと、症状がひどくなってきたため、介護保険の申請にきた。主治医の名前は今は分からない。自分(娘)は他区に居住しているが、今は父親宅で過ごしているので、父親から目が離せず、自分のことが何もできない状態である。父を一時的にどこか預かってくれる場所はないか。</p>	<p>認定申請から介護度が出るまでを説明、主治医名が不明のため確認後に郵送で申請することになった。妻は自宅で看取することを考えているが、「夫は何かあったらすぐに病院に入院したいと言う。以前からの担当医も最後まで診ます、と言っている。」とのこと。定期的な通院は介護タクシーで対応するが、病状が危険な状態であれば救急車を依頼する事、車椅子に限らず、訪問診療医、訪問看護師を利用し自宅でも安心して療養できる体制を作る事、特殊寝台や床ずれ予防マットなどを利用してご本人や介護者が少しでも安楽に生活できるようにする事などを伝え、ケアマネジャーが医療と介護のサービスを調整する仕組みであることを説明した。また、暫定でサービス利用が可能なことを伝え、ケアマネマップを渡した。</p> <p>主治医が分かれば、高齢者あんしん相談センターでも申請できることを説明。介護度がなくても暫定でサービス利用は可能である。ショートステイの空き状況を確認し、同時並行的に居宅介護支援事業者を選択するよう助言した。(ケアマネのアセスメント、施設への情報提供が必要になってくると推測されるため)</p> <p>有料老人ホームのショートは金額的には1泊10000円程度にはなるが、自費利用なのでケアマネを決める必要はない。また、将来的には、老健入所や特養入所といった方法もあることを説明した。</p>
(5)介護報酬	<p>相</p> <p>ケアマネからの相談。訪問介護を利用していた方が9月に入院したが、11月下旬に退院し、訪問介護を再開することになった。11月29日にサービス提供責任者が訪問し、30日から訪問介護サービスを再開した。初回加算はいつの訪問で生じるのか。</p>	<p>初回加算は、過去2ヶ月間にサービス提供がない場合に算定されるものである。本事例の場合、入院前の最終の訪問介護は9月10日で、11月29日に訪問介護を再開している。利用しなかった月は10月のみであることから、初回加算の算定対象にはならないことを説明した。</p>
(7)行政の対応	<p>相</p> <p>母は文京区民でA市の特養に5年ほど入所していたが、状態が悪くなり、現在はA市内病院(介護保険適用病院ではない)に入院している。将来的にも入院しているであろうと思われる。介護保険についてはどうしたらよいか。住民票は自分(娘)の住んでいるB区に異動する予定である。</p>	<p>住民票をB区の娘宅に異動させても、本人は介護保険が適用ではない病院に入院しているので、介護保険に関しては何も手続きは必要ない。今後、もし、介護保険適用病院、施設に移動するようなことがあるなら、B区に介護保険申請するよう説明した。</p>

区分	相談等の内容(概要)	対応
(8) サービス提供、 保険給付	相 要介護1だが、ベットを借りたい。ケアマネを決めてディサービスを利用開始する予定である。	介護保険でベットをレンタルするには、要介護2以上と認定される必要がある。要介護2より軽い場合でも、療養上ベットが必要であれば、ケアマネが必要を判断し区に確認することで、レンタルは可能であることを説明した。 また、軽度者向けに介護保険でレンタルする場合と変わらない金額でレンタルできるベットもある。いくつかの事業者についての情報を提供した。
	相 母は在宅酸素療法を受けている。介護保険で車椅子をレンタルしているが、酸素も同時に運べる車椅子はあるのか。今後は検査や治療のため定期的に大学病院に通院する予定である。	車椅子の付属品として、車椅子の背面に取り付ける「酸素ボンベ架」がある。要介護1のため、車椅子やその付属品のレンタルについては「軽度者に対する福祉用具貸与を必要とする理由書」等を提出する必要がある。車椅子等のレンタルについて、ケアマネジャーに相談するように伝えた。
	苦 母(要支援2)は、訪問介護サービスを利用している。加湿器の水を交換するのが困難なため、担当ケアマネジャーに依頼すると、「訪問介護サービスで加湿器の水の交換はできない。」と言われたとのこと。担当ケアマネジャーが母に説明した際の資料(社会福祉法六法の写し)を確認したが、「加湿器の水の交換は認められない。」とはどこにも記載されていなかった。担当ケアマネジャーに聞いたすと、その件に関しては謝罪したものの、「加湿器の水の交換は認められないことは区から指導を受けている。」と言われた。	介護予防訪問介護サービスの生活援助の算定に関しては、区から通知や情報提供等を適時行っているが、「加湿器の水の交換は認められない。」といった個別事項に関して事業所に直接指導することは原則無いことを説明し、担当ケアマネに事実関係を確認した。高齢の利用者への説明資料として社会福祉法六法を用いたことは不適切であり、謝罪したとのこと。利用者や家族に対して、丁寧に説明し支援を進めていくよう指導し、その旨相談者に伝えた。
(9) その他	相 500円で利用できる介護タクシーがあると聞いたので通院時に利用したい。業者を教えてください。	介護タクシーは運転手がヘルパーの資格を持ち、乗降介助を行う部分が介護保険の対象になる。運賃に補助はないことや、ケアマネジャーがケアプランに位置付けて利用を開始することを説明した。利用者は乗降介助は必要が無いとのこと。500円で利用できる介護タクシーがあるという情報は持っていない。タクシー券について伝えると、「身障手帳1級を所持しているがタクシー券については知らない。」と言うため障害福祉課に相談対応を依頼した。
	相 相談者は医療コーディネーター。がんが転移した45歳女性に対し文京区ではどのような支援があるのか。同居する家族には姑や子供がいる。	がん疾患に対する支援ということではないが、40歳以上の方が末期がんであれば、介護保険申請し、認定結果に応じたサービスを受けることができる。一般的には訪問看護、訪問介護、ベットのレンタル等の利用になってくるとと思われる。介護サービスは、介護度のある方が対象であり、同居する家族の食事作りや姑の援助は含まれないことを伝え、介護保険認定申請方法や、暫定プラン等についても説明した。
	相 1月に認定申請したが非該当だった。片目を失明しているので通院の時の院内の移動に不安がある。生活保護は12月で廃止になるので、自費でケアを受けたい。	病院内の介助については、ボランティアを配置しているところもあるため、確認するよう助言した。また、「シルバー人材」、「いきいきサービス」を案内するとともに、家政婦や訪問介護事業所のヘルパーのおおよその料金を伝えた。